

大口町告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金取扱者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月6日

大口町長 鈴木 雅博

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地  
名 称 株式会社電算システム  
所在地 岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
住民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、  
国民健康保険税、公立保育所保育料、私立保育所保育料、  
保育所延長保育料、町営住宅使用料
- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日  
令和7年10月14日
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日  
令和7年10月14日から令和11年3月31日まで